

小川千代子

### はじめに 今年の世界記憶遺産登録

2015年は、ユネスコ『世界記憶遺産』の登録年である。ユネスコのウェブサイト<sup>1</sup>に掲げられた、今年度の登録件数は47件、その中には中国申請の南京虐殺関連資料、日本申請のシベリア抑留資料（タイトルは「舞鶴への帰還」）が含まれた。1997年のユネスコ世界記憶遺産の登録開始以来の累積登録数は347件<sup>2</sup>である。記憶遺産申請は原則的に政府および非政府機関を含むすべての個人または団体ができる。日本の登録世界記憶遺産は、現在3件。

### ユネスコ記憶遺産登録事業とICA

ユネスコ「世界の記憶」memory of the world 事業が始まったのは1992年である。1993年にはIFLA 国際図書館連盟とICA 国際文書館評議会を対象に、20世紀における記録遺産の被害についての世界調査が始まり、1996年、その成果は“LOST MEMORY - LIBRARIES AND ARCHIVES DESTROYED IN THE TWENTIETH CENTURY (失われた記憶－20世紀中に破壊された図書館と文書館)”として発表された<sup>3</sup>。

---

1 UNESCO » Communication and Information » Memory of the World » Homepage ; <http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/flagship-project-activities/memory-of-the-world/homepage/> (2015-11-05確認)

2 この数値は上記ウェブサイト掲載の登録リストから著者が集計。

3 MEMORY OF THE WORLD LOST MEMORY - LIBRARIES AND ARCHIVES DESTROYED IN THE TWENTIETH CENTURY. General Information Programme and UNISIST, United Nations, March 1996. CII-96/WS/1 <http://unesdoc.unesco.org/images/0010/001055/105557e.pdf> (2015-11-05 確認) なお、このうち日本に関する調査は筆者が全史料協の協力のもとに実施した。その成果は『図書館・文書館の防災対策』（雄松堂出版、1996）に収録。

危険にさらされた記録遺産の存在と、世界各国における記録遺産の保護の重要性への関心喚起が意図されていた。なお、ICA は従来からユネスコの諮問機関と位置付けられているので、記憶遺産登録事業については継続的に協力体制をとっている模様である。

現在、ユネスコの世界記憶遺産事業では、ユネスコ世界記憶遺産国際諮問委員会が、人類が長い間記憶して後世に伝える価値があるとされる楽譜、書物、写真などの記録物を登録する。選考基準は真正性と世界的重要性の有無などである。「世界の記憶」「世界記録遺産」とも呼ばれている。世界的な有名観光地を対象にした世界遺産の登録制度と紛らわしい。違いは、世界記憶遺産は自治体や団体でも登録申請できることだろう。審査は2年に1度行われ、1度に推薦できるのは1国2件以内。

これは、世界各地に散在する重要記録を国や自治体、団体などが登録申請するというシステムであり、登録申請主体の考えに沿ってその「重要記録」が選ばれる。申請主体側が抱く価値観により提出された候補記録は、ユネスコ側の選考基準（真正性と世界的重要性の有無）により登録が決定される。

今回、ユネスコでは南京虐殺の記録に真正性と世界的重要性を認めた。日本政府はこの決め方について改善を求める意向だという報道もある<sup>4</sup>。

#### ユネスコ世界記憶遺産登録事業の登録資料

では、ユネスコの世界記憶遺産に登録されているのは具体的にどのようなものなのだろうか。

日本からの登録申請は2011年の山本作兵衛の炭鉱記録画が最初だった。韓国や中国では、1997年のユネスコ世界記憶遺産登録事業開始以来、毎回

---

4 馳文科相ユネスコ総会出席へ、演説で日本の考え伝える方針 2015年10月30日（金）13時21分配信 TBS。TBSニュース <http://news.nifty.com/cs/domestic/societydetail/tbs-20151030-44829/1.htm> (2015-11-05確認)

世界記憶遺産に登録している。わかりやすいものとしては、ベートーベン「第九」の楽譜、ウィーン市立図書館所蔵シューベルト文書、アンネ・フランクの日記、ユニークなものとしてはニュージーランドの女性運動資料や、国連ジュネーブ事務所所蔵の国際連盟アーカイブ、赤十字国際委員会所蔵の第1次世界大戦時行方不明者探索用カード目録などがあげられるだろう。登録済み資料のデジタル化による配信提供も、ユネスコ側は期待している様子だ。

### ICAと世界人権宣言

ICAは1966年以来、大会の都度「決議・勧告」という文書を採択している。これらの文書はその時々々の社会情勢を反映した内容が見られる。2000年ICAセビア大会の決議・勧告では、冒頭に世界人権宣言が引用された。引用されたのは世界人権宣言第19条「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。」のうち、「すべて人は…あらゆる手段により、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える」の部分であった。では、決議勧告の文章は具体的にどのように表現されていたのかというと、次のようである。

「世界人権宣言にすべて人は「あらゆる手段により、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える」権利を有すると述べられていることを認識し、また世界規模の情報流通に伴い、文書保存に関する用語ならびに文書館資料の保存、評価、維持およびアクセスに関する国際標準の重要性が増加していることに鑑み、さらには、文書（情報）保存業界が記録そのもの、利用者、および社会一般に対する責務を果たすべく、アーキビストの専門教育開発は絶えず更新・改訂

しなければならないことに応えつつ、第14回 ICA 大会は、以下の各項目を勧告する」<sup>5</sup>

ちなみに、この大会の決議勧告起草委員会の委員長を務めたのは、トルディ・ピーターソン女史であった。ICA という組織は国際 NGO であるが、同時に専従職員も含めもともとは出身国アーカイブ機関等のアーキビストであることが多い。ピーターソン女史は、1995年に米国国立公文書館を辞し、その後ハンガリーのオープン・ソサエティ財団を経て、当時はスイスの国連難民高等弁務官事務所の記録管理アーカイブセクションで活躍中であった。後にピ女史は ICA アーカイブと人権問題作業部会の会長に就任し、定期的にアーカイブと人権ニュースレターの発行を現在の遂行中である。

### 情報という人権と記録管理

では、人権はアーカイブとどのようにかかわるのか。それは、アーカイブの中にこそ、真実と和解のカギを見出すことができるからなのである。前節に引用した2000年 ICA 大会決議勧告の「世界人権宣言にすべて人は「あらゆる手段により、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える」権利を有すると述べられている」の文言は、決議勧告が採択された直後はあまり気づかなかった。しかし、その後じわじわと、しかし確実に人権とアーカイブや記録管理とのかかわりを考える必要性が意識に上るようになってきた。その意味で、この2000年 ICA 大会決議勧告文に触れたことは、筆者にとって新たな地平を目指すきっかけとなったといつてよい。

---

5 日本語訳文は、国際資料研究所>DJレポートのバックナンバー>もっと前は  
こちら>2000 33-35 によった。  
[http://www.geocities.jp/djiarchiv/1\\_DJI\\_Report/2000/2000DJIREPORT33\\_35.pdf](http://www.geocities.jp/djiarchiv/1_DJI_Report/2000/2000DJIREPORT33_35.pdf)  
(2015-11-05確認)

「情報及び思想を求め、受け、及び伝える」こととは、具体的な動作ではどんなことを意味するのだろうか。たとえば、読みたい本や知りたい情報を入手する努力をすること、読むこと、聞くこと、書くこと、話すこと、現代ならばメールやライン、スカイプ、ツイッター、フェースブックなどなどのツールを使いこなしつつ、画像や音声、文字をやり取りすることも、インターネットであれこれ調べたり、ブログを書いたり、ホームページを作成したりすることは、いずれも「あらゆる手段」に含まれるだろう。また、こうした手段を使うことによりまさに「国境を越えると否とにかかわりなく」情報及び思想を「求め、受け、及び伝える」ことを実際に行っている。こういう情報（および思想）のやり取りが、いつでも手軽にできるような状況は、2000年当時に比べてもさらに技術が進み、それに支えられた技術面での快適さは増していると考えられる。他方、目の前を飛び交うあまたの情報（および思想）は、2000年当時に比べて実体がかみにくくなってきている。

アーカイブは、図書情報に比べると事実、真実を伝えることに特化した資料である。その中から、真実を見つけ出し、真実を知り、真実に向き合うこと、それによって真実を受容する。これが「真実和解」の道筋である。

### 軍隊の記録へのアクセスと特定秘密保護法

2013年12月に成立した特定秘密保護法は、2014年12月10日施行された。この法律は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に該当する情報のうち公になっておらず、さらには漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密に指定する。中でも、防衛に関する事項は自衛隊法別表第4に

---

6 内閣官房トップ トップページ > 特定秘密保護法関連 > 「特定秘密の保護に関する法律のポイント」 URL: <http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/point.pdf> (2015-11-05確認)

相当する<sup>6</sup>との説明があり、項目数もイロハ順にヌまで、全部で10項目あり、その中には防衛、武器、弾薬などの用語とともに、見積もり、計画、収集した電波情報、画像情報、情報の収集整理またはその能力等が含まれている。これらの特定秘密に指定される事項は、適切な記録管理を行うことが欠かせない。

### オープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティブの調査企画

米国に、オープン・ソサエティ財団という財団がある。昨年9月、この財団の法務部門であるオープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティブ（以下OSJI）<sup>7</sup>が、軍隊記録のアクセスについて世界調査を企画した。日本の軍隊（自衛隊）とその情報システムについても調査を行いたいようであった。調査はアンケート方式であった。

OSJIのアンケートは6章建て、冊子で15頁あまり、質問は軍隊の情報に関する（i）作成、（ii）秘密指定と秘密解除、（iii）保管と維持管理、並びに廃棄または除去、（iv）アクセスに関するもの、が大きな柱となっていた。日本の特定秘密保護法、公文書管理法、情報公開法の該当項目を紹介していくと、この調査に対応できるかもしれないと思われた。同時に、かみ合わないであろう設問も散見された。

### 軍隊と情報公開

OSJIの調査の枠組みを見ると、軍隊であっても一定程度の情報公開が行われるという前提で調査企画が練られているようだ。他方、日本の場合、そもそも自衛隊は「軍隊」か、という議論がある。自衛隊は軍隊ではない、

---

7 オープン・ソサエティ・ジャスティス・イニシアティブ（OSJI）は、日本に特定秘密保護法が成立する直前の2013年6月、「国家安全保障と、情報への権利に関する 国際原則（ツワネ原則）」を取りまとめた団体として知られている。ツワネ原則は、70カ国以上の500人を超える専門家との2年以上におよぶ協議を経て、22の団体によって 起草され、2013年6月12日に発表された。

という建前で60年余りをやり過ぎてきた国民の一員としては、なし崩しに自衛隊を軍隊と読み替えることはしたくない。筆者としては昨今の社会的風潮にどうも同調しかねる。

概念としての「軍隊」を考えると、その存在や情報取扱いを開放するのは、戦争での「負け」につながる。冒頭紹介した中国の登録成った世界記憶遺産「南京虐殺」記録は、日本の軍隊がその地で繰り広げた行状の結果の記録であろう。米国は第2次世界大戦末期、沖縄の地上戦、日本に原爆を投下する際の一部始終などを記録したが、その公開はいつから始まったのか。現在その記録があるから、私たちは当時何が起こったのかを把握できる。

#### 結びにかえて 非現用記録の管理と公開にもとめられること

ところで、このような記録へのアクセスは、狭義の情報公開制度に則った最新情報の開示とは区別しなければならない。記録管理とアーカイブの世界では、記録を現用と非現用に区分する。保存期間満了以前の記録は現用記録であり、保存期間満了後の記録は非現用記録というのである。そして、アーカイブ機関では非現用記録を所蔵し、利用に供する。当然ながら、非現用記録は新しい記録ではない。非現用となったのちに、時の経過による閲覧制限の緩和、つまり古くなるにしたがって、公開できる範囲を広げるやり方で、利用提供を行う。

軍隊の記録は、時の経過による閲覧制限の緩和により、タイムラグを前提にしながら公開されていく。アーカイブ機関、つまり公文書館や文書館における過去情報記録＝アーカイブ記録の漸次公開には、正確な記録の管理の継続が求められる。継続する過去の記録が、出所原則と時系列秩序によって正確に管理整理されているのは、公開と利用の前提条件なのである。アーカイブ機関でこれを可能とするには、忍耐強い継続的な整理作業が欠かせない。それと同時に、矛盾なく整備された記録管理のルールが求められることを忘れてはならない。